

弁護人の選任について

- 1 あなたは、自分の費用で弁護人をつけることができます。弁護人を選任することは、あなたの権利として認められています。
- 2 弁護人は、立会人なしにあなたと面会することができ、あなたのために助言・協力、事件の調査、関係者との交渉、その他弁護に必要ないろいろな活動をします。
- 3 あなたが心当たりの弁護士の名前をあげて、裁判官や勾留場所の責任者に「
 弁護士に弁護を頼みます。」と申し出れば、その弁護士に通知されることになっています。また、弁護人をつけたいと思っているけれども、心当たりの弁護士がいないなどの理由で弁護士の名前をあげることができないときは、「弁護士会に弁護人の選任を頼みます。」と申し出れば、弁護士会に通知されます。

 なお、弁護士会においては、この通知を受けた後、直ちにその日の当番弁護士に連絡をとり、その弁護士ができるだけ早くあなたとの面会に来る態勢がとられています。この当番弁護士との面会の費用は、第1回目に限り弁護士会が負担することになっており、あなたに費用はかかりません。また、その弁護士を弁護人として選任するかどうかはあなたの自由です。
- 4 あなたが経済的な理由などで弁護費用を負担できない場合には、一定の要件があれば起訴、不起訴が決まるまでの間の弁護費用を法律扶助協会が援助する制度もありますので、面会に来た弁護士と相談してください。